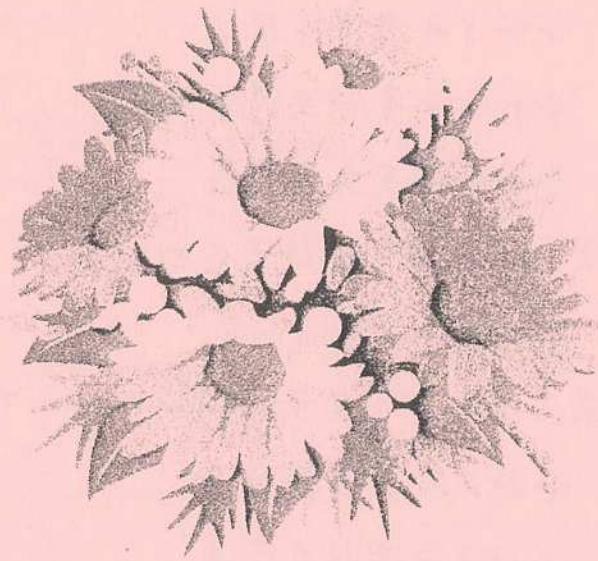


令和4年度
豊地まちづくり協議会
通常総会議案書



日時 令和4年5月21日(土)
場所 豊地公民館

総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 来賓紹介
- 5 議長の選出
- 6 議事録署名者の選出

今回は、書面決議となりましたので省略させていただきます。

7 審議・議決（承認）事項

第1号議案 令和3年度決算関連について

- (1) 令和3年度事業報告
- (2) 令和3年度収支決算報告
- (3) 令和3年度監査報告

第2号議案 令和4年度役員について

- (1) 令和4年度役員

第3号議案 令和4年度予算関連について

- (1) 令和4年度事業計画
- (2) 令和4年度収支予算

8. 議長の退任
9. 閉会のことば

今回は、書面決議となりましたので省略させていただきます。

第1号議案 令和3年度決算関連について

(1) 令和3年度事業報告

月 日	実 施 内 容
4月24日	まちづくり協議会運営委員会（総会議案書の協議等）
5月15日	まちづくり協議会通常総会書面表決（全議案とも可決）
6月19日	まちづくり協議会団体調整会（新まち協「会則・3年度事業計画」）
【自治会部会】	
5月16日	うれしのを美しくする運動
6月 5日	元気応援事業（田んぼアート）田植え
8月20日	嬉野不法投棄パトロール
9月 4日	東畑精一の生家を巡るウォーキングイベント（中止）
9月28日	不法投棄ごみ撤去作業 豊地地区（一志嬉野インター）（中止）
10月2日	元気応援事業（田んぼアート）稲刈り
11月21日	豊地地区戦没者追悼式 遺族参加者 24名
1月14日	嬉野不法投棄パトロール（井之上・堀之内・島田・上野・神ノ木・一志団地）（中止）
【公民館部会】	
	事業報告書 次ページ(1-1)
【安心安全部会】	
5月9日～6月20日	松阪市地区防災計画策定セミナー 4回実施 3名出席
7月10日	豊地地区「防災計画」研修 講師 市防災対策課 参加者 14名
12月11日	交通安全研修 講師 とまと〜ず 参加者 36名
1月15日	防災研修「災害図上訓練」講師 市防災対策課 参加者 39名
2月12日	見守り活動ネットワーク研修会・見守り活動の重要性について（延期）
3月 6日	防災訓練「避難所 HUG（ハグ）」令和4年3月6日（中止）
【健康福祉部会】	
9月20日	敬老の祝い事業 80歳以上 327名
10月 9日	豊地地区体育祭（中止）
11月13日	健康講座「新しい健康づくりの考え方」太田クリニック院長 参加者 67名
1月22日	宅老所研修会宅老所の今後の在り方と方針・認知症について学ぼう。（延期）
【教育文化部会】	
11月7日	第36回 豊地地区文化祭 参加者 340名
1月10日	新成人の祝い事業 該当者 28名
【生活環境部会】	
6月 4日	ホテル観賞会 葉王寺地内 参加者 52名
3月16日	獣害対策研修会 井之上地内 参加者 26名

※まちづくり協議会役員会：毎月第3土曜日（主な協議事項；事業推進関連）

※「豊穰の地」発行：5月第84号・6月第1号～第10号 毎月1日発行

公民館部会

(1-1) 令和3年度事業報告

月 日	実 施 内 容
10月～1月	リラックスヨガ (出席者数 34名)
7月	クラフトバック作り (出席者数 14名)
6月21日	デコバージュバック作り (出席者数 7名)
7月30日	図書コーナー開設 (出席者数 30名)
8月 3日	習字を書こう 低学年 (出席者数 15名)
8月10日	習字を書こう 高学年 (出席者数 8名)
8月13日	ポスター絵画教室 低学年 (出席者数 10名)
8月13日	ポスター絵画教室 高学年 (出席者数 7名)
8月24日	クレイクラフト (中止)
10月19日	気軽にストレッチ (出席者数 23名)
10月29日	干支の木目込み人形 (出席者数 6名)
11月 7日	文化祭 (出席者数 延べ 340名)
11月13日	健康講座 (出席者数 67名)
11月19日	段ボールで肥料作り (出席者数 15名)
12月 4日	クリスマスツリー作り (出席者数 8名)
12月 9日	お正月の寄せ植え (出席者数 9名)
12月11日	交通安全教室 (出席者数 36名)
12月24日	しめ縄づくり (出席者数 10名)
12月25日	クリスマス会 (出席者数 47名)
1月21日	段ボールで肥料作り (中止)
1月31日	あられづくり (中止)
2月18日	味噌造り (中止)
2月22日	ペットボトルケース作り (中止)

(2)令和3年度収支決算報告

収入の部

単位:円

科目	予算額	決算額	増減	収入内訳
会費	1,037,000	1,033,000	▲ 4,000	1,000円×1,033戸
市交付金	2,308,000	2,308,000	0	住民自治協議会活動交付金
寄付金	837,655	837,655	0	旧豊地まちづくり協議会785,688円旧豊地自治会長会51,967円
活動助成金	310,000	200,000	▲ 110,000	松阪市社会福祉協議会・嬉野地区福祉会
雑収入	147,345	125,153	▲ 22,192	コンビニ売上・印刷代・貯金利息
合計	4,640,000	4,503,808	▲ 136,192	

支出の部

単位:円

科目	予算額	決算額	増減	支出内訳
自治会部会	780,000	702,857	▲ 77,143	
	80,000	112,750	32,750	戦没者追悼式
	270,000	260,107	▲ 9,893	地域元気応援事業
	60,000	0	▲ 60,000	豊地まつり事業
	330,000	330,000	0	単位自治会支援事業
40,000	0	▲ 40,000	地域計画基礎資料収集・策定事業	
公民館部会	410,000	242,893	▲ 167,107	
	150,000	135,399	▲ 14,601	世代をつなぐ豊地を学ぶ事業
	90,000	89,817	▲ 183	公民館活動保険
	150,000	0	▲ 150,000	生涯学習事業
20,000	17,677	▲ 2,323	公民館講座支援	
安心安全部会	220,000	43,163	▲ 176,837	
	90,000	8,500	▲ 81,500	防災計画基礎資料収集・策定事業
	40,000	4,881	▲ 35,119	防災訓練事業
	60,000	0	▲ 60,000	交通安全教室開催事業
30,000	29,782	▲ 218	交通安全物品支援	
健康福祉部会	874,000	512,095	▲ 361,905	
	30,000	40,997	10,997	健康づくり推進事業
	400,000	0	▲ 400,000	豊地地区体育祭
	330,000	367,098	37,098	敬老の祝い事業
114,000	104,000	▲ 10,000	豊地地区宅老所交流事業	
教育文化部会	310,000	266,848	▲ 43,152	
	250,000	212,208	▲ 37,792	豊地地区文化祭
	30,000	30,000	0	育成会支援事業
30,000	24,640	▲ 5,360	新成人の祝い事業	
生活環境部会	260,000	120,723	▲ 139,277	
	20,000	19,620	▲ 380	獣害対策現地研修
	30,000	1,103	▲ 28,897	環境保全活動事業
	120,000	100,000	▲ 20,000	コミュニティバス支援
	70,000	0	▲ 70,000	地域もりあげ事業
20,000	0	▲ 20,000	不法投棄撤去作業費	
事務局費	1,732,000	1,459,167	▲ 272,833	事務局の運営(事務費・諸費用・成人祝品等)
	1,032,000	818,027	▲ 213,973	事務局運営費
	700,000	641,140	▲ 58,860	事務賃金
予備費	54,000	0	▲ 54,000	
合計	4,640,000	3,347,746	▲ 1,292,254	

※ ▲印 予算額に対し決算額が減

収支決算 (収入合計) 4,503,808円 - (支出合計) 3,347,746円 = (差引残高) 1,156,062円

残高 1,156,062円は、令和4年度へ繰り越します。

令和4年4月 1日

豊地まちづくり協議会 会長 芳尾 寿文

(3) 令和3年度 監査報告

豊地まちづくり協議会会則第34条第3項及び第4項の規定により監査の結果を次のとおり報告します。

- 1, 実施日 令和4年4月21日(木)
- 2, 実施場所 豊地公民館
- 3, 監査対象 令和3年度 事業及び収支決算並びに出納関係諸帳簿
- 4, 監査受審者 会長 芳尾 寿文 会計 前坂 正彦
事務局長 船木 弘之
- 5, 監査結果 上記関係書類について、監査を実施しましたところ、その内容は適正であり、諸帳簿等も適切に管理されておりましたことを認めます。

令和4年4月21日

監事

東畑 和美



監事

大河内 清孝



第2号議案 令和4年度役員について
役 員

役 職	氏 名	構成自治会名	備考
会 長	芳 尾 寿 文	下之庄	
副 会 長	松 田 正 次	一志団地	安心安全部会担当 教育文化部会担当
副 会 長	岸 本 優	神ノ木台	健康福祉部会担当 生活環境部会担当
書 記	中 村 圭 一	井之上	
会 計	井 上 忠 男	島 田	
事務 局長	船 木 弘 之	井之上	
自治会部会長	前 坂 正 彦	一 志	嬉野自治会連合会 自治会部会 代表理事
自治会部会長	宮 村 宏 道	薬王寺	嬉野住民自治協議会 自治会部会 理事
自治会部会長	木 下 明 尚	堀之内	
公民館部会長	船 木 弘 之	井之上	
安心安全部会長	揮 田 知 久	八 田	
健康福祉部会長	上 島 憲 司	上 野	副・井上忠男
教育文化部会長	宇 田 克 巳	下之庄	副・中村圭一
生活環境部会長	山 下 純 一	エイトタウン	
監 事	東 畑 和 美	上 野	
監 事	大河内 清 孝	堀之内	

第3号議案 令和4年度予算関連について

(1) 令和4年度 事業計画

◎令和4年度主たる推進事項

- 1、豊地まちづくり協議会「地域計画」の推進
- 2、「豊地防災計画」及び「構成自治会防災方針」の策定と推進
- 3、公民館コミュニティセンター化の協議
- 4、地域サポーター制度の充実

部 会	事 業	日 程	開催場所
自治会部会	【行政等】		
	1・松阪市住民自治協議会連合会及び同嬉野支部との協議		
	①松阪市住民自治協議会連合会等対応事業	随時	嬉野振興局等
	②うれしのを美しくする運動支援	5月15日	構成自治会
	2・松阪市及び同嬉野振興局等との協議		
	①豊地まちづくり協議会の課題等協議調整事業	随時	嬉野振興局等
	【団体等】		
	1・豊地地区会員活動の支援		
	①敬老の祝い事業	9月19日	構成自治会
	②20歳の祝い事業	1月9日	構成自治会
	③コミュニティバス運行支援事業	通年	構成自治会
	2・平和への機会提供		
	①豊地地区戦没者追悼式開催事業	11月	公民館
	【地域振興等】		
	1・構成自治会及び関係団体の活動支援		
	①自治会助成事業	通年	構成自治会
	②関係団体活動助成事業	通年	申請各団体
2・地域計画の進行・管理			
①地域の元気応援検討事業		松阪市	
公民館部会	1・コミュニティセンター化の協議		
	①公民館コミュニティセンター化の調整	通年	松阪市・公民館
	2・生涯学習機会の提供		
	①世代をつなぐ豊地を学ぶ事業		公民館・豊地小
	②地域を学ぶ事業	通年	管内
③各種サークル活動支援事業	通年	公民館	
安心安全部会	1・防災計画の推進		
	①構成自治会防災方針の策定事業	通年	構成自治会
	②防災関連の研修・訓練実施事業		豊地小・公民館
	2・交通等安全対策の推進		
①交通安全教室開催事業	12月11日	豊地小	
健康福祉部会	1・豊地体育祭の実施		
	①豊地体育祭【基幹事業】	10月9日 予備10月10日	豊地小グランド
	2・健康づくり等機会の提供		
	①健康づくり体験・研修事業	9月11日	豊地小
	②宅老会交流支援事業	5月頃	公民館

教育文化部会	1・豊地文化祭の実施		
	①豊地文化祭 【基幹事業】	11月 6日	公民館・豊地小
	2・教育機関等の連携		
	①稲作体感事業	5月13日・9月下旬	借上田
生活環境部会	②育成会活動協働事業	8月27日	豊地小
	1・会員生活環境の向上対策		
	①環境保全活動支援事業	6月	大谷川周辺
	②不法投棄対応事業	通年	豊地管内
	2・生産環境の改善		
	①獣害対策現地研修事業	3月	豊地管内

地域サポーター	1・地域サポーター制度の充実		
	①新規登録の確保と活動支援事業	通年	公民館

※事業計画等を協議・実施するため「役員会」を月1回開催する。

(2)令和4年度収支予算書

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	収入内訳
繰越金	1,156,062	0	1,156,062	前年度繰越金
会費	1,035,000	1,037,000	▲ 2,000	1,000円×1,035戸
市交付金	2,117,000	2,308,000	▲ 191,000	住民自治協議会活動交付金
寄付金	0	837,655	▲ 837,655	
活動助成金	170,000	310,000	▲ 140,000	松阪市社会福祉協議会・嬉野地区福祉会
雑収入	131,938	147,345	▲ 15,407	売上(文化祭、コミュニティバス)・印刷代・預金利子
合計	4,610,000	4,640,000	▲ 30,000	

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	支出内訳
自治会部会	1,190,000	780,000	410,000	
	400,000	0	400,000	敬老の祝い事業(健康福祉部会より移動)
	30,000	0	30,000	20歳の祝い事業(教育文化部会より移動)
	120,000	0	120,000	コミュニティバス運行支援事業(生活環境部会より移動)
	110,000	80,000	30,000	豊地地区戦没者追悼式開催事業
	330,000	330,000	0	自治会助成事業
	100,000	0	100,000	関係団体活動助成事業
	0	270,000	▲ 270,000	地域の元気応援事業
	60,000	60,000	0	豊地まつり事業
40,000	40,000	0	地域計画基策定事業	
公民館部会	490,000	410,000	80,000	
	150,000	150,000	0	世代をつなぐ豊地を学ぶ事業
	50,000	0	50,000	地域を学ぶ事業
	50,000	20,000	30,000	公民館講座、各種サークル活動支援事業
	90,000	90,000	0	公民館活動保険
150,000	150,000	0	生涯学習事業	
安心安全部会	190,000	220,000	▲ 30,000	
	90,000	90,000	0	構成自治会防災方針の策定事業
	40,000	40,000	0	防災関連の研修・訓練実施事業
	30,000	60,000	▲ 30,000	交通安全教室開催事業
30,000	30,000	0	交通安全物品支援	
健康福祉部会	550,000	874,000	▲ 324,000	
	400,000	400,000	0	豊地体育祭
	30,000	30,000	0	健康づくり体験・研修事業
	120,000	114,000	6,000	宅老会交流支援事業
0	330,000	▲ 330,000	敬老の祝い事業(自治会部会へ移動)	
教育文化部会	380,000	310,000	70,000	
	250,000	250,000	0	豊地文化祭
	100,000	0	100,000	稲作体感事業
	30,000	30,000	0	育成会活動協働事業
0	30,000	▲ 30,000	新成人の祝い事業(自治会部会へ移動)	
生活環境部会	70,000	260,000	▲ 190,000	
	30,000	30,000	0	環境保全活動支援事業
	20,000	20,000	0	不法投棄対応事業
	20,000	20,000	0	獣害対策現地研修事業
	0	120,000	▲ 120,000	コミュニティバス支援(自治会部会へ移動)
0	70,000	▲ 70,000	地域もりあげ事業	
事務局費	1,690,000	1,732,000	▲ 42,000	事務局の運営(事務費・諸費用等)
	890,000	1,032,000	▲ 142,000	事務局運営費
	800,000	700,000	100,000	事務賃金
予備費	50,000	54,000	▲ 4,000	
合計	4,610,000	4,640,000	▲ 30,000	

※ (会計)

第32条2項 予算額に過不足が生じた場合は、役員会の承認を得て流用ができる。

※ 事業名の()書きは松阪市社会福祉協議会活動助成金

令和4年度 豊地まちづくり協議会団体調整会名簿

	団 体 名	代 表 者	備 考
1	豊地鶴友会	原田 秀己	会 長
2	豊地地区健全育成会	牡鹿 隆	会 長
3	豊地地区商工会	美川 光雄	理 事
4	豊地地区民生児童委員会	八手又 晋也	代 表
5	交通安全協会豊地支部	八手又 晋也	代 表
6	豊地地区宅老会	梅本 啓一	会 長
7	豊地地区遺族会	鈴木 真一	会 長
8	松阪市消防団嬉野方面団豊地分団	朝日 昌一	分 団 長
9	下之庄多面的機能保全会	久保 勝	代 表
10	八田城山公園保全会	原田 秀己	会 長
11	豊地公民館	船木 弘之	館 長
12	東畑精一を学ぶ会	境 克敏	代 表
13	松阪市スポーツ推進委員会	森 正樹	豊地地区委員代表
14	豊地地区健康づくり推進委員会	寺田 純子	代 表
15	豊地幼稚園	北浦 正也	園 長
16	豊地幼稚園 PTA	山口 真由美	会 長
17	豊地小学校	松澤 和美	校 長
18	豊地小学校 PTA	橋本 圭治	会 長
19	嬉野中学校	山下 隆久	校 長
20	嬉野中学校 PTA	谷口 香里	豊地地区代表
21	嬉野保育園	米岡 育子	園 長

令和4年度豊地まちづくり協議会代議員名簿

番号	地区名	代議員氏名	番号	地区名	代議員氏名
1	堀之内	船木 理夫	28	エイトタウン	宮崎 正二
2	〃	船木 一巳	29	〃	三好 貞行
3	下之庄	森下 信行	30	〃	山本 雅一
4	〃	久保 勝	31	井之上	船木 政弘
5	〃	米澤 稔	32	〃	船木 利一
6	〃	伊藤 和雄	33	島 田	三浦 真澄
7	〃	中出 正郎	34	〃	大桑 智
8	〃	阪井 和美	35	〃	田中 行正
9	上 野	山口 真治	36	〃	三浦 兼二
10	〃	笠井 克彦	37	〃	戸上 雅文
11	〃	中森 幸信	38	〃	丸山 茂治
12	〃	西村 善政	39	一 志	中村 真也
13	〃	野口 晋吾	40	〃	中村 弘美
14	〃	国樹 成敏	41	一志団地	奥野 昭男
15	〃	多賀 直人	42	〃	太田 博幸
16	〃	松島 忠範	43	〃	榊原 順子
17	神ノ木台	濱口 敬治	44	〃	井関 光好
18	〃	井上 繁良	45	〃	小川 博
19	〃	前川 高司	46	〃	森田 麻由
20	〃	松井 克浩	47	〃	岡田 一民
21	薬王寺	飯田 和芳	48	〃	中井 孝
22	〃	田中 英行	49	〃	萩原 只之
23	〃	船木 賢治	50	〃	中島 豊
24	〃	丸山 敏成	51	島田団地	鈴木 英哉
25	八 田	山下 正文	52	〃	松崎 敏祐
26	〃	田畑 建二			
27	エイトタウン	坂井 秋子	計	52名	

部会の主な担当業務・事業

部会名	職務・所掌・主な担当事項
まちづくり協議会	会長 芳尾寿文 副会長 松田正次 岸本優 書記 中村圭一 会計 井上忠男
自治会部会	芳尾寿文(各部会全般) 松田正次 岸本優
1、行政等担当	◎松阪市住民自治協議会連合会及び同嬉野支部との協議
2、団体等担当	◎松阪市及び同嬉野振興局等との協議
3、地域振興等担当	◎豊地地区会員活動の支援 ◎平和への機会提供
構成員	◎構成自治会及び関係団体の活動支援 ◎地域計画の進行・管理 自治部会長(行政等担当:前坂正彦)(団体等担当:宮村宏道) (地域振興等担当:木下明尚) 管内自治会長
公民館部会	
	◎コミュニティセンター化の協議 ◎生涯学習機会の提供 ・世代をつなぐ豊地を学ぶ事業 他
構成員	公民館部会長:船木弘之(公民館長) 副部会長:石井沙知(公民館主事) 各講座・各サークル活動講師
安心安全部会	松田正次
	◎防災計画の推進 ・構成自治会防災方針の策定事業 ◎交通等安全対策の推進
構成員	安心安全部会長:榊田知久 副部会長:坂口高弘・八手又晋也 松阪市消防団嬉野方面団 特命活動隊 交通安全協会豊地支部 松阪市消防団嬉野方面団豊地分団 松阪市交通安全指導員
健康福祉部会	岸本優
	◎豊地体育祭の実施 ◎健康づくり等機会の提供 ・宅老会交流支援事業
構成員	健康福祉部会長:上島憲司 副部会長:井上忠男・森正樹・寺田純子 松阪市スポーツ推進委員会 豊地地区健康づくり推進委員会 豊地幼稚園 豊地小学校 嬉野中学校 幼・小・中 PTA 嬉野保育園 豊地地区健全育成会 八田城山公園保全会 東畑精一を学ぶ会 豊地地区商工会
教育文化部会	松田正次
	◎豊地文化祭の実施 ◎教育機関との連携 ・育成会活動協働事業
構成員	教育文化部会長:宇田克巳 副部会長:中村圭一・牡鹿隆 豊地地区商工会 豊地地区健全育成会 豊地幼稚園 豊地小学校 嬉野中学校 幼・小・中 PTA 嬉野保育園 豊地地区健全育成会 八田城山公園保全会 東畑精一を学ぶ会
生活環境部会	岸本優
	◎会員生活環境の向上対策 ・不法投棄対応事業 ◎生産環境の改善
構成員	生活環境部会長:山下純一 副部会長:久保勝 下之庄多面的機能保全会 豊地地区健全育成会 幼・小・中 PTA
地域応援隊	◎行政及び関係機関による地域サポートとの協働(事業支援)
豊地サポーター	◎新規登録の確保と活動事業(各種イベント対応等)

Category	Item	Value
Group 1	Item 1.1	Value 1.1
	Item 1.2	Value 1.2
Group 2	Item 2.1	Value 2.1
	Item 2.2	Value 2.2
	Item 2.3	Value 2.3
Group 3	Item 3.1	Value 3.1
	Item 3.2	Value 3.2
	Item 3.3	Value 3.3
	Item 3.4	Value 3.4
Group 4	Item 4.1	Value 4.1
	Item 4.2	Value 4.2
	Item 4.3	Value 4.3
	Item 4.4	Value 4.4
	Item 4.5	Value 4.5
Group 5	Item 5.1	Value 5.1
	Item 5.2	Value 5.2
	Item 5.3	Value 5.3
	Item 5.4	Value 5.4
	Item 5.5	Value 5.5
	Item 5.6	Value 5.6
Group 6	Item 6.1	Value 6.1
	Item 6.2	Value 6.2
	Item 6.3	Value 6.3
	Item 6.4	Value 6.4
	Item 6.5	Value 6.5
	Item 6.6	Value 6.6
	Item 6.7	Value 6.7
Group 7	Item 7.1	Value 7.1
	Item 7.2	Value 7.2
	Item 7.3	Value 7.3
	Item 7.4	Value 7.4
	Item 7.5	Value 7.5
	Item 7.6	Value 7.6
	Item 7.7	Value 7.7
	Item 7.8	Value 7.8
Group 8	Item 8.1	Value 8.1
	Item 8.2	Value 8.2
	Item 8.3	Value 8.3
	Item 8.4	Value 8.4
	Item 8.5	Value 8.5
	Item 8.6	Value 8.6
	Item 8.7	Value 8.7
	Item 8.8	Value 8.8
	Item 8.9	Value 8.9
Group 9	Item 9.1	Value 9.1
	Item 9.2	Value 9.2
	Item 9.3	Value 9.3
	Item 9.4	Value 9.4
	Item 9.5	Value 9.5
	Item 9.6	Value 9.6
	Item 9.7	Value 9.7
	Item 9.8	Value 9.8
	Item 9.9	Value 9.9
	Item 9.10	Value 9.10

豊地まちづくり協議会会則

第1章 総則

(名称)

第 1 条 名称は、豊地まちづくり協議会（以下「協議会」という）とする。

(目的)

第 2 条 協議会は、嬉野豊地地区の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして持続的な住民協働のまちづくりを進めることを目的とする。

(区域)

第 3 条 協議会の区域は、嬉野豊地地区とする。

(事務所)

第 4 条 協議会の事務所は、松阪市嬉野下之庄町330番地1の豊地農構センターに置く。

(事業)

第 5 条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務や事業等を行う。

- (1) 松阪市とのまちづくりに関する基本協定に基づく業務
- (2) 地域計画の策定に関する業務
- (3) 住民の交流及び連携に関する事業
- (4) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (5) 健康づくり、福祉等に関する事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 環境の美化及び保全等に関する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 各種団体活動に関する事業
- (10) その他、まちづくりに関する事業

(構成)

第 6 条 協議会の構成員は、第3条で定める地区住民と豊地地区で活動する細則で定める自治会及び各種団体とする。

(構成)

第 6 条 協議会の構成員は、第 3 条で定める地区住民と豊地地区で活動する細則で定める自治会及び各種団体とする。

(組織)

第 7 条 協議会は、総会、役員会、団体調整会、部会で組織する。

第 2 章 役員

(役員の種類別・定数)

第 8 条 協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 書記 | 1 名 |
| (4) 会計 | 1 名 |
| (5) 事務局長 | 1 名 |
| (6) 部会長 | 1 名 (各部会) |

(役員を選出・任期)

第 9 条 役員は、細則で定める方法により選出し、総会の承認を得る。

2 任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第 10 条 役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を分担し代行する
- (3) 書記は、会議の議事等を記録させ管理する
- (4) 会計は、出納事務を処理し、関係帳簿及び書類を管理する
- (5) 事務局長は、協議会の事務を総括する
- (6) 各部会長は、第 23 条の部会業務や事業を企画し、執行する

第 3 章 代議員

(代議員を選出・定数・任期)

第 11 条 代議員は、第 6 条で定めた構成員で、自治会等から推薦を受けた者とし、会長が委嘱する。

2 定数は、細則で定める。

3 任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(代議員の職務)

第12条 代議員は、総会において役員会が提案した議案を審議し、議決する。

第4章 会議

(会議)

第13条 協議会の会議は、総会、役員会、団体調整会、部会とする。

【総会】

(総会の種類)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の3分の1以上から、目的の事項を示して請求があった場合

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集する場合、会議の目的、日時、場所、審議事項等を書面に記載し、開会の10日前までに、文書で通知しなければならない。

3 第15条第2項第2号に基づく請求があった場合、第16条第2項に準じて、30日以内とする。

4 会長は、止むを得ない理由により総会を招集できないと認める時は、議決を要する事項を、あらかじめ代議員に通知し、書面により表決する方法で決することができる。

(総会の運用)

第17条 総会は、代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立する。

2 総会の議長1名と議事録署名者2名は、出席した代議員の中から選出する。

3 総会の提出議案は、出席した代議員の過半数により決し、可否同数の場合は議長が決する。

4 構成員は、傍聴することができる。

(総会の審議事項)

第18条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 会則、細則の制定及び改廃に関すること
- (2) 事業計画、予算、決算に関すること
- (3) 基本協定、地域計画の策定に関すること
- (4) 役員会の審議事項に関すること
- (5) その他必要と思われる審議事項に関すること

(総会の議事録)

第19条 総会は、次の項目を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名者が署名捺印しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 代議員総数及び出席者数（委任状数の付記）
- (3) 審議事項
- (4) 審議事項の経過概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名者の選任に関する事項

【役員会】

(役員会の構成)

第20条 役員会は、第8条に定める役員により構成する。

(役員会の招集)

第21条 役員会は、会長が招集する。

(役員会の役割)

第22条 役員会は、次の事項を審議及び決定し、記録する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の、執行に関する事項
- (3) 総会を開催できる期間のない緊急を要する予算の変更等の重要事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務や事業の執行及び別に定める事項

【団体調整会】

(団体調整会の構成)

第23条 団体調整会（以下「調整会」という）は、第6条に定める各種団体等で構成する。

(調整会の招集)

第24条 調整会は、会長が招集する。

(調整会の役割)

第25条 調整会は、第5条に定める事業等の調整及び審議状況を記録し、役員会に諮る。

- (1) 各部会事業の計画及び予算に関すること
- (2) 各部会事業の実績及び決算に関すること

【部会】

(部会の種別)

第26条 協議会に次の部会を置く。

- (1) 自治会長等で構成する、「自治会部会」
- (2) 公民館活動等に関する、「公民館部会」
- (3) 住民の安心、安全等に関する、「安心安全部会」
- (4) 住民の健康、福祉等に関する、「健康福祉部会」
- (5) 教育、歴史文化継承等に関する、「教育文化部会」
- (6) 地区の環境美化、保全整備等に関する、「生活環境部会」

(部会の構成)

第27条 部会は、第6条に定める各種団体及び構成員より選出された者で構成し、部会長及び副部会長を選出する。

- 2 任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会の招集)

第28条 部会は、部会長が招集する。

(部会の役割)

第29条 部会は、第5条に定める業務、事業の企画、調整、執行を行う。

- (1) 各部会の主な担当業務、事業は別に定める。
- (2) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (3) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (4) まちづくりに関する基本協定業務は、自治会部会が行う。
- (5) その他、部会運営に関すること

第5章 顧問

(顧問)

第30条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の要請により、総会、役員会、調整会、部会に出席して助言する。
- 3 顧問は、役員会の承諾を得て会長が委嘱する。

第6章 会計及び監査

(経費)

第31条 協議会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 細則で定める会費
- (2) 市交付金
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(会計)

第32条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 予算額に過不足が生じた場合は、役員会の承認を得て流用することができる。
- 3 剰余金が生じた場合は、次年度事業に繰り越すものとする。

(出納事務)

第33条 出納事務は、第10条の規定により、会計が処理をする。

- 2 予算の支出は、会長の決済で行う。
- 3 会計は、予算の執行状況を役員会に報告する。
- 4 会計関係の諸帳簿は、10年間保管する。

(監査)

第34条 監事2名を置く。

- 2 監事は、第6条の構成員の中から、役員及び部会員以外を選出する。
- 3 監事は、協議会の事業及び決算等の執行状況について監査を行う。
- 4 監事は、監査を会計年度終了後実施し、結果を署名捺印し、書面で報告する。

第7章 事務局

(事務局の体制)

- 第35条 協議会の円滑な事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局に、事務局長と事務局員を置く。
 - 3 事務局長は、役員を兼任し、第10条の職務を行う。
 - 4 事務局長及び事務局員は、役員会で選考し会長が任命する。

(事務局員の職務)

- 第36条 事務局員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 協議会の運営や会議等の記録に関すること
 - (2) 行政機関及び構成団体等との連絡や調整に関すること
 - (3) その他、役員が必要と認めること

第8章 その他

(情報公開)

- 第37条 各種情報誌等を活用して、運営状況等を周知し、活動への参画促進と構成員の意見等を求める。

(役員報酬等)

- 第38条 協議会は、役員に対して、報酬等を支給することができる。
- 2 報酬等の額は、別に定める。

附則

- (1) 松阪市地域づくり組織条例（令和3年4月1日施行）に基づく、「豊地まちづくり協議会会則」は、令和3年5月15日に施行し、令和3年4月1日から適用する。
- (2) 豊地まちづくり協議会に係る一切の権利・財産等は継承する。
- (3) 松阪市住民協議会条例に基づく、「豊地まちづくり協議会規約」（平成24年3月18日施行）は、令和3年3月31日に廃止する。

Page 1 of 1

Date: 10/20/2023

Subject: [Illegible]

Page 2 of 2

Date: 10/20/2023

Subject: [Illegible]

Page 3 of 3

Date: 10/20/2023

Subject: [Illegible]

Page 4 of 4

Date: 10/20/2023

Subject: [Illegible]

Page 5 of 5

Date: 10/20/2023

Subject: [Illegible]

Page 6 of 6

Date: 10/20/2023

Subject: [Illegible]

豊地まちづくり協議会細則

1. 会則第6条（構成）関係

- 1) 協議会を構成する自治会等は、次の通りとする。
 - (1) 堀之内 (2) 神ノ木台 (3) 八田 (4) エイトタウン (5) 井之上
 - (6) 下之庄 (7) 上野 (8) 薬王寺 (9) 島田 (10) 島田団地 (11) 一志
 - (12) 一志団地とする。
- 2) 協議会を構成する各種団体は、次の通りとする。
 - (1) 豊地鶴友会 (2) 豊地地区健全育成会 (3) 豊地地区商工会 (4) 豊地地区民生児童委員会 (5) 交通安全協会豊地支部 (6) 豊地地区宅老会
 - (7) 豊地地区遺族会 (8) 松阪市消防団嬉野方面団豊地分団 (9) 豊地地区環境保全会 (10) 八田城山公園保全会 (11) 豊地公民館 (12) 東畑精一を学ぶ会 (13) 松阪市スポーツ推進委員会 (14) 健康づくり推進委員会
 - (15) 豊地幼稚園 (16) 豊地幼稚園 PTA (17) 豊地小学校 (18) 豊地小学校 PTA (19) 嬉野中学校 (20) 嬉野中学校 PTA (21) 嬉野保育園

2. 会則第9条（役員を選出等）関係

- 1) 協議会役員のうち、会長及び副会長候補は、会則第6条の構成員（住民・自治会・各種団体）の中から、細則1の1)に定める自治会等ごとの構成員数等（当該年度自治会加入世帯数）を考慮して、次のとおりのブロック単位に分け、各1名を推薦する。
 - (1) 第1ブロックは、堀之内、神ノ木台、八田、エイトタウン、井之上とする。
 - (2) 第2ブロックは、下之庄、上野、薬王寺とする。
 - (3) 第3ブロックは、島田、島田団地、一志、一志団地とする。
- 2) 各ブロックから推薦等を受けた役員会は、候補者を協議と調整後、総会で決定する。
- 3) 協議会役員のうち、書記と会計及び部会長並びに事務局長候補は、各1名を役員会で協議と調整後、総会で決定する。
- 4) ただし、自治会部会は若干名とし、役員会で協議と調整後、総会で決定する。

3. 会則第11条（代議員の選出等）関係

- 1) 代議員数は、細則1の1)に定める自治会ごとの、構成員数等（当該年度自治会加入世帯数）50を1単位とし、1単位2名を選出する。同様に順次加算する。

4. 会則第31条（経費）関係

- 1) 会費は、細則1の1)に定める自治会ごとの、構成員数等（当該年度自治会加入世帯数）に、1,000円を乗じた額とする。

附則：この細則は、豊地まちづくり協議会会則（令和3年4月1日適用）と同日の適用とする。